

認定番号

ENNNUN-2504 SI-FNN-1型

定期検査における検査項目、方法、判定基準

平成20年国土交通省告示第283号(以下「告示」という)第1第2項に規定する検査の方法を記載した図書に基づき、定期検査・定期点検において用いる検査の方法は、次の(1)及び(2)に定める通りとする

(1)下記表(い)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項(ただし、定期点検においては、損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものにかぎる)について同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているものを要是正と判定する

(2)告示第1第1項の規定による。ただし、(1)と同一の検査項目及び検査事項に係る部分を除く

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
油圧パワーユニット	全体	型式	目視により確認する	大臣認定を受けた型式と同一でないこと
	待機型逆止弁	設置の状況	目視により確認する	固定ボルトの緩みがあること フィルタが目詰まりしていること
		作動の状況	待機型逆止弁のみによる、定格負荷で走行指令に従って下降させ、特定距離を通過させた時に停止させて、かごの停止距離を測定するとともに、前回の定期検査または定期点検時からの変化量を確認する	(当年度の停止距離+変化量)が(出入口高さ-180+41.6)cmを超えていること
	待機型逆止弁の動作感知装置		かごを着床位置から移動させ、動作位置を測定する	着床位置から-20mmを超えた位置で動作しないこと
	油圧タンクおよび圧力配管	油漏れの状況	目視により確認する	油がもれていること
特定距離感知装置	作動の状況	動作位置を測定する	着床位置から±75mmを超えた位置で動作すること	
安全制御プログラム	型式	安全制御プログラムが搭載されたプリント基板の型式を確認する	UCMP盤の扉に取り付けられた銘板の型式が、大臣認定をうけたものと異なること	
かご戸スイッチ	作動の状況	かご戸を開いた後、徐々に扉を閉め、作動の位置を測定する	全閉位置から25mmを超える位置で動作すること。ただし、上げ戸もしくは下げ戸の場合、50mmを超える位置で動作すること	
乗り場戸スイッチ	作動の状況	乗り場戸を開いた後、徐々に扉を閉め、作動の位置を測定する	同上	
上げ戸、下げ戸、上下戸の全閉監視	作動の状況	かご戸および乗り場戸が全閉の時のスイッチの作動状況を目視により確認する	かご戸および乗り場戸が全閉位置に到達する前に動作すること	
速度監視装置	作動の状況	該当なし	該当なし	
エプロン(つま先保護板)	外観および取付の状況	目視および触手により確認する	過度の変形、破損、腐食があること。取付が堅固でないこと	
	長さの状況	かご敷居からエプロン下端までの鉛直距離を測定する	200mm未満であること	